

| | | |
|--------|--|--|
| 試験会場番号 | | |
|--------|--|--|

第23回 社会福祉法人経営実務検定試験

問題用紙

ガバナンス

(令和7年12月7日施行)

- ◇問題用紙及び解答用紙の指定の欄に試験会場番号・受験番号と氏名を記入してください。
- ◇受験票を机の通路側に見えるように置いてください。
- ◇机の上には筆記用具、電卓、腕時計、受験票以外は置かないでください。
- ◇会場内では携帯電話の電源をお切りください。
- ◇解答は楷書で明瞭にご記入ください。文字の判別ができない場合や誤字・脱字・略字は不正解とします。
- ◇解答欄には解答以外の記入はしないでください。解答以外の記入がある場合には不正解とします。
- ◇金額は3桁ごとにカンマ「,」を記入してください。3桁ごとにカンマ「,」が付されていない場合には不正解とします。
- ◇検定試験は各級とも1科目100点を満点とし、全科目得点70点以上を合格とします。ただし、各級・各科目とも、設問のうちひとつでも0点の大問がある場合には不合格とします。
- ◇試験時間は14:00から14:45までの45分です。
- ◇途中退室は14:30から14:35の間にできます。途中退室された場合は再入室することはできません。
なお、体調のすぐれない方は試験監督係員にお申し出ください。
- ◇試験開始時間までに、裏表紙の注意事項もお読みください。
- ◇問題用紙・解答用紙・計算用紙はすべて回収し、返却はいたしません。
- ◇問題と標準解答を12月8日(月)午後5時に、(一財)総合福祉研究会ホームページにて発表します。
- ◇合否結果は1月下旬ごろインターネット上のマイページで各自ご確認ください。なお、個別の採点内容や得点等についてはお答えいたしかねますのでご了承ください。
- ◇合格証書は2月中旬ごろご自宅に発送いたします。

| | | | |
|------------------|--|--------|--|
| 受 験 番 号 | | 氏 名 | |
|------------------|--|--------|--|

共催 一般財団法人総合福祉研究会
公益社団法人全国経理教育協会
後援 厚生労働省

1

(30 点)

社会福祉法人に関する下記の文章の内容が正しいものには○、間違っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 社会福祉法人以外の者でも、一定の要件を満たす場合には、その名称中に、「社会福祉法人」の文字を用いることができる。
- (2) 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、常に無料又は低額な料金で、福祉サービスを提供しなければならない。
- (3) 経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業又はその収益を社会福祉事業若しくは一定の公益事業の経営に充てることを目的とする事業を行うことができる。
- (4) 事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。
- (5) 定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます。
- (6) 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。
一 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
二 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
三 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者
- (7) 資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）の3区分とされている。
- (8) 株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用が認められているが、一定の要件を満たす場合には、子会社の保有のための株式の保有等が認められている。
- (9) 指定介護老人福祉施設を経営する場合において、当該指定介護老人福祉施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、または、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れることができる。
- (10) 価格による随意契約を行う場合は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなどの対応により、適正な価格を客観的に判断することが必要であるが、160万円以下の食料品・物品等の買入れについては、2社以上の業者からの見積もりで差し支えない。

2

(30点)

次の文章は指導監査ガイドラインの記載を元に作成したものである。(1)～(4)の問い合わせに答えなさい。

(1) 下線①～④について内容が誤っている箇所が2つある。その番号を解答欄に記載しなさい。

<定款について>

- 定款の必要的記載事項は全てを定款に記載する必要があり、①その一つでも記載が欠けると、当該定款の効力が生じない。

<決算について>

- 決算に際しては、毎会計年度終了後②2か月以内に、③計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録を作成し、所轄庁に提出しなければならない。
所轄庁に提出するに当たっては、理事会の承認を受け、このうち④計算書類については定期評議員会の承認を受けたものでなければならない。ただし、会計監査人設置法人においては、一定の要件を満たす場合には、④計算書類については定期評議員会においてその内容を報告することで足りる。

(2) 下線①～⑤について内容が誤っている箇所が2つある。その番号を解答欄に記載しなさい。

<評議員会の招集について>

- 評議員会の招集については、理事会の決議により評議員会の日時及び場所等を定め、理事が評議員会の1週間又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに評議員に書面又は電磁的方法（電子メール等）により通知をする方法で行われなければならない（ただし、定期評議員会の場合は計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と①2週間以上の間隔を確保する）。なお、電磁的方法で通知をする場合には、評議員の承諾を得なければならない。
- 評議員の②全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができることとされており、この場合には招集の通知を省略できるが、③評議員会の日時等に関する理事会の決議も省略できることに留意する。

<評議員会の決議について>

- 議決に加わることができる評議員の④3分の2以上が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる。また、理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき⑤評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったとみなされる。

(3) 下線①～⑥について内容が誤っている箇所が3つある。その番号を解答欄に記載しなさい。

<理事会の招集について>

- 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間（中7日間）又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに、①各理事に対してその通知を発出しなければならない（監事への通知は必須ではないことに留意する）。ただし、通知を発出しなければならない役員の②全員の同意があるときは、招集通知を発出せずに理事会を開催することができる。

<理事会の決議・議事録について>

- 理事会における議決は対面により行う（③テレビ会議等によることは含まれない）こととされていることから、④欠席した理事による書面による議決権の行使（書面議決）は認められない。
- 理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合は、実際の決議があったものではないため⑤議事録の作成は必要とされていない。
- 議事録については、⑥法律上、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印が必要とされているが、定款に定めることにより、理事全員ではなく理事長のみの署名又は記名押印で足りることとなる。なお、議事録は、書面又は電磁的記録により作成するが、電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印の代わりに電子署名をすることが必要である。

(4) 下線①～⑦について内容が誤っている箇所が3つある。その番号を解答欄に記載しなさい。

<監事について>

- 監事は、①理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は当該法人の業務及び財産の状況を調査することができ、適正な法人運営の確保に関する重要な役割を担っている。
- 監事の員数は、②2人以上の数を定款に定める。
- 監事の選任は③評議員会の特別決議により行う。
- 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事が①理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、④監事全員の同意を得なければならない。
- 監事の解任については、⑤評議員会の特別決議により行う。
- 監事は、①理事の職務の執行を監査する役割を有し、毎年度の監査報告の作成の義務を負うとともに、次の義務を負う。
 - A 理事の不正の行為がある若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合、又は法令、定款違反の事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、遅滞なくその旨を⑥理事長に報告すること。
 - B ⑦理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないこと。
 - C 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合、法令違反等の事実があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告すること。

3

(40 点)

下記の（1）～（20）の文章の（　　）にあてはまる言葉を語群から選び、記号で答えなさい。
なお、解答にあたっては同じ記号を複数回使用しても差し支えない。

- (1) (　　) は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。
- (2) 社会福祉法人の定款の記載事項のうち、目的、名称、社会福祉事業の種類は（　　）である。
- (3) 社会福祉法人の監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。
一 社会福祉事業について識見を有する者
二 (　　) について識見を有する者
- (4) 社会福祉法人の理事長及び業務執行理事は、(　　)、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上その報告をしなければならない旨を定めることができる。
- (5) 社会福祉法人の監事は、(　　)、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (6) 会計監査人は、社会福祉法人の(　　)及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。
- (7) 退職手当の適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算、支払いの方法、退職手当の支払いの時期に関する事項は就業規則の(　　)である。
- (8) 介護保険の被保険者（加入者）のうち、(　　)の人で医療保険の加入者は第2号被保険者となる。
- (9) 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものと除く。）は、(　　)を受けなければ、その効力を生じない。
- (10) 社会福祉法人が行う収益事業から生じた収益は、当該法人が行う(　　)の経営に充当する必要がある。
- (11) 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として(　　)以上の資産を基本財産として有していかなければならない。

- (12) 社会福祉法人の役員等又は評議員がその職務を行うについて（　　）があったときは、当該役員等又は評議員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
- (13) 社会福祉法人の職員の休日労働が8時間を超えた場合、8時間超の労働に対して（　　）の割増賃金の支払いが必要となる。なお、深夜労働は行っていないものとする。
- (14) 社会福祉法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準は、（　　）の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (15) 社会福祉法人は、（　　）と合併することができる。
- (16) 理事の選任、解任は評議員会の（　　）決議により行う。
- (17) 理事のうち、定款で定めた理事の員数の（　　）分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- (18) 監事の任期は、原則として、選任後（　　）年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである。
- (19) 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、（　　）の承認を受けなければならない。
- (20) 評議員の数は、定款で定めた（　　）の員数を超える数でなければならない。

【語群】

①1 ②2 ③3 ④4

⑤100万円 ⑥1,000万円 ⑦5,000万円 ⑧1億円

⑨25% ⑩35% ⑪45% ⑫60%

⑬20歳以上 60歳未満 ⑭40歳以上 65歳未満 ⑮65歳以上

⑯一般 ⑰普通 ⑱特別

⑲社会福祉法人 ⑳社会福祉法人及び学校法人

㉑一般社団法人又は一般財団法人 ㉒社会福祉連携推進法人

㉓社会福祉事業 ㉔第一種社会福祉事業 ㉕第二種社会福祉事業

㉖公益事業 ㉗収益事業 ㉘社会福祉事業及び収益事業

㉙社会福祉事業又は公益事業 ㉚社会福祉事業及び公益事業

㉛理事会 ㉜評議員会 ㉝所轄庁 ㉞厚生労働大臣

㉟評議員 ㉟理事 ㉞監事 ㉞会計監査人

㉛理事会の承認 ㉜評議員会の承認 ㉝所轄庁の認可 ㉞理事長の承認

㉛記載禁止事項 ㉜相対的記載事項 ㉝任意的記載事項 ㉞必要的記載事項

㉟いつでも ㉜毎月 ㉝3月に1回以上 ㉞少なくとも年に1回

㉟必要と判断した場合のみ ㉜半年に一度 ㉞年に一度

㉟税務 ㉟法務 ㉟財務管理 ㉞労務管理

㉟計算書類 ㉟役員報酬基準 ㉜現況報告書 ㉞事業計画

㉟悪意 ㉟悪意又は過失 ㉜悪意又は軽過失 ㉞悪意又は重大な過失

注意事項

◇この問題用紙及び解答用紙の中では、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日／厚生労働省令第 79 号）と、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日／雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日／雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号）を総称して、「会計基準」と表記している。解答に当たっては、令和 7 年 4 月 1 日現在の「会計基準」に基づいて答えなさい。

◇問題は大問 1 から大問 3 まであるので注意すること。